

# C J Cが加入している保険について

C J Cの活動は、地域住民によるボランティア指導員によって支えられており、それぞれの単位クラブの目的や目標には多少の違いがありますが、子どもたちの土・日曜日の活動をお手伝いいただいているものと考えています。

C J Cでは、その活動を保護するため保険加入をしましたが、子どもたちの負担金額を押さえるため、補償内容については十分なものではありません。（保険の加入区分、掛金、補償額等については、豊明市スポーツクラブと同じです。）

団体活動中とその往復中を対象とした保険ですが、子どもたちや指導員にとっては2次的な活動保護にすぎません。安全かつ適正な指導と管理によって事故のないよう努めていただくとともに、クラブ会員の児童・生徒並びに保護者の方々には、自己管理による安全確保に努めていただくよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

保 険 の 種 類 : スポーツ安全保険

(傷害保険・賠償責任保険・共済見舞金)

保 険 会 社 : (財)スポーツ安全協会愛知支部

保 険 の 概 略 : 児童・生徒の掛金(1人年額) 800円

指導員の掛金A2(1人年額) 1,300円(バト・カーガード・天文・ダンス)

指導員の掛金AC(1人年額) 800円(上記以外)

| 児童・生徒補償 * 団体活動中とその往復中に適用     |      |             |
|------------------------------|------|-------------|
| 傷<br>害<br>保<br>険             | 死亡   | 2,000万円     |
|                              | 後遺傷害 | 3,000万円(最高) |
|                              | 入院   | 4,000円(日額)  |
|                              | 通院   | 1,500円(日額)  |
| 指導員A2の補償 * 団体活動中とその往復中に適用    |      |             |
| 傷<br>害<br>保<br>険             | 死亡   | 2,000万円     |
|                              | 後遺傷害 | 3,000万円(最高) |
|                              | 入院   | 4,000円(日額)  |
|                              | 通院   | 1,500円(日額)  |
| 指導員ACの補償 * 団体活動中とその往復中に適用    |      |             |
| 傷<br>害<br>保<br>険             | 死亡   | 1,000万円     |
|                              | 後遺傷害 | 1,500万円(最高) |
|                              | 入院   | 2,500円(日額)  |
|                              | 通院   | 1,000円(日額)  |
| 賠償責任保険(補償限度額) * 児童・生徒, 指導者とも |      |             |
| 共<br>通                       | 身体賠償 | 1人 1億円      |
|                              | 財物賠償 | 1事故 5億円     |
| 共済見舞金 突然死(急性心不全、脳内出血等)       |      | 180万円       |

## 参考 スポーツ安全保険からの聞き取り

### (活動について)

前提：豊明市文化系ジュニアクラブは、保険会社の捉えとしては、「総合型文化活動」のクラブ。個々のクラブ（CJCの場合「単位クラブ」）独自の活動ではなく、全体の代表者（CJCの場合は会長）のもとに束ねられた組織であると捉える。  
したがって、活動場所が通常と変わる場合は、CJC会長が、把握していることが保険適用の前提となる。

（豊明市に関わらず）スポーツのクラブなら、練習試合や大会で場所が変わることは頻繁にある。CJCについても、活動が活発になるにつれ、このようなケースは当然予想される。

- ・ 年間予定表に場所を入れることで、毎回事務局に提出する必要はないと考える。（CJC活動に関する要領第3条第1項）
- ・ 急な予定変更の場合は、その旨がわかるような報告書があることが望ましい。（同第3条第4項）
- ・ 夜間の活動についても、会長が把握していて、組織全体の決まりにあった活動なら保険が適用できる。（同第3条第2項）

### (児童・生徒の送迎について)

- ・ 本保険に加入する大人が運転中に事故をしてしまった  
\*「所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所の通常経路中」が条件  
（同乗していた保険に加入してる子ども）  
この事故によって怪我をした場合 保険が適用される  
（運転していた保険に加入していた大人）  
自分の怪我については、保険が適用される  
ただし、物損事故の部分は適用外
- ・ 本保険に加入していない大人が運転中に事故をしてしまった  
\*「所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所の通常経路中」が条件  
（同乗していた保険に加入してる子ども）  
この事故によって怪我をした場合 保険が適用される  
（運転していた保険に加入していない大人）  
自分の怪我についても、物損事故についても適用外

### (児童・生徒による器物破損について)

- ・ 本保険に加入する児童・生徒が器物破損をしてしまった  
原則として以下のとおり（細部は保険会社と相談）  
\*「所属する団体が指定する活動中か、集合・解散場所と被保険者の住所の通常経路中」が条件  
公共物や第三者の器物を破損した場合については、保険が適用される  
ただし、被保険者の所有物（例：生徒相互の器物破損）については適用外